

代 理 人 の 有 無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....㊟

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏名

.....
住所
.....

(2) 無

※ 「代理人」は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人及び第 260 条の 10 の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法の規定

第 260 条の 8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為を他人に委任することができる。

第 260 条の 9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第 260 条の 10 認可地縁団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。